

令和7年4月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和7年6月)

国土交通省  
海難審判所  
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

### 裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

### 更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、令和6年1月から令和7年4月までに言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、平成30年1月から令和7年4月までに言渡しがあったものを閲覧できます。

### 裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、函館地方海難審判所と門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [遊漁船A\(6.2トン\) 防砂堤衝突事件](#)

夜間、北海道石狩湾港において、沖合の釣り場に向けて航行中のA船が、防砂堤に衝突し、釣り客が負傷した

② [押船A\(57トン\)被押バージB\(75.00メートル\) 棧橋衝突事件](#)

関門港若松第1区において、着棧操船中のA船押船列が、棧橋に衝突し、A船と棧橋が損傷した

海難防止への  
インフォメーション

# ① 遊漁船A(6.2トン) 防砂堤衝突事件

(夜間、北海道石狩湾港において、沖合の釣り場に向けて航行中のA船が、防砂堤に衝突し、釣り客が負傷した)

**【海難概要】** 夜間、北海道石狩湾港において、A船(6.2トン、1人乗組、釣り客4人)が、沖合の釣り場に向けて航行中、防砂堤に衝突し、釣り客1人が負傷した

**【発生日時】** 令和6年8月18日03時56分  
**【発生場所】** 北海道石狩湾港  
**【死傷者】** 負傷1人(釣り客:左後頭骨骨折等)  
**【損傷等】** 球状船首に凹損

## 《原因等》

夜間、石狩湾港において、沖合の釣り場に向けて航行する際、

船位の確認が不十分で、防砂堤に向首進行した

〔船長Aは、港内に設置された航路標識を目測して防砂堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべきであった〕

## 《背景》

- ・船長は、02時30分に起床し、腹痛を覚えたことから鎮痛剤を服用し、腹痛は治まらなかったものの係留地に向かい、03時35分に発航したもので、発航時、体調不良の状態であった
- ・船長は、ノースアップ表示で4海里設定としたGPSプロッターを作動させ、舵輪後方で立った姿勢で操船に当たっていた
- ・船長は、03時51分半少し前、緩やかな左転を開始したとき、防砂堤まで590メートルのところとなり、その後同防砂堤に向かって接近する状況であったが、港口に向かっていると思っていた

【受審人】

《懲戒》

船長：小型船舶操縦士 → 業務停止1か月

参考図



\* 本裁決は、R7.4.16に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への  
インフォメーション

② 押船A(57トン)被押バージB(75.00メートル) 棧橋衝突事件

(関門港若松第1区において、着棧操船中のA船押船列が、棧橋に衝突し、A船と棧橋が損傷した)

**【海難概要】** 関門港若松第1区において、A船(57トン、5人乗組)は、B船(海砂約1,260立方メートル積載)と押船列を構成し、着棧操船中、棧橋に衝突し、A船と棧橋が損傷した

**【発生日時】** 令和5年7月6日13時05分

**【発生場所】** 関門港若松第1区

**【死傷者】** なし

**【損傷等】** A船: 右舷船尾部外板に破口を伴う擦過傷  
棧橋: 構造部材に曲損等

《原因等》

棧橋の前面水域で左回頭したのち、出船左舷着けの予定で着棧する際、

速力の逡減状態の確認が不十分で、過大な速力で接近した

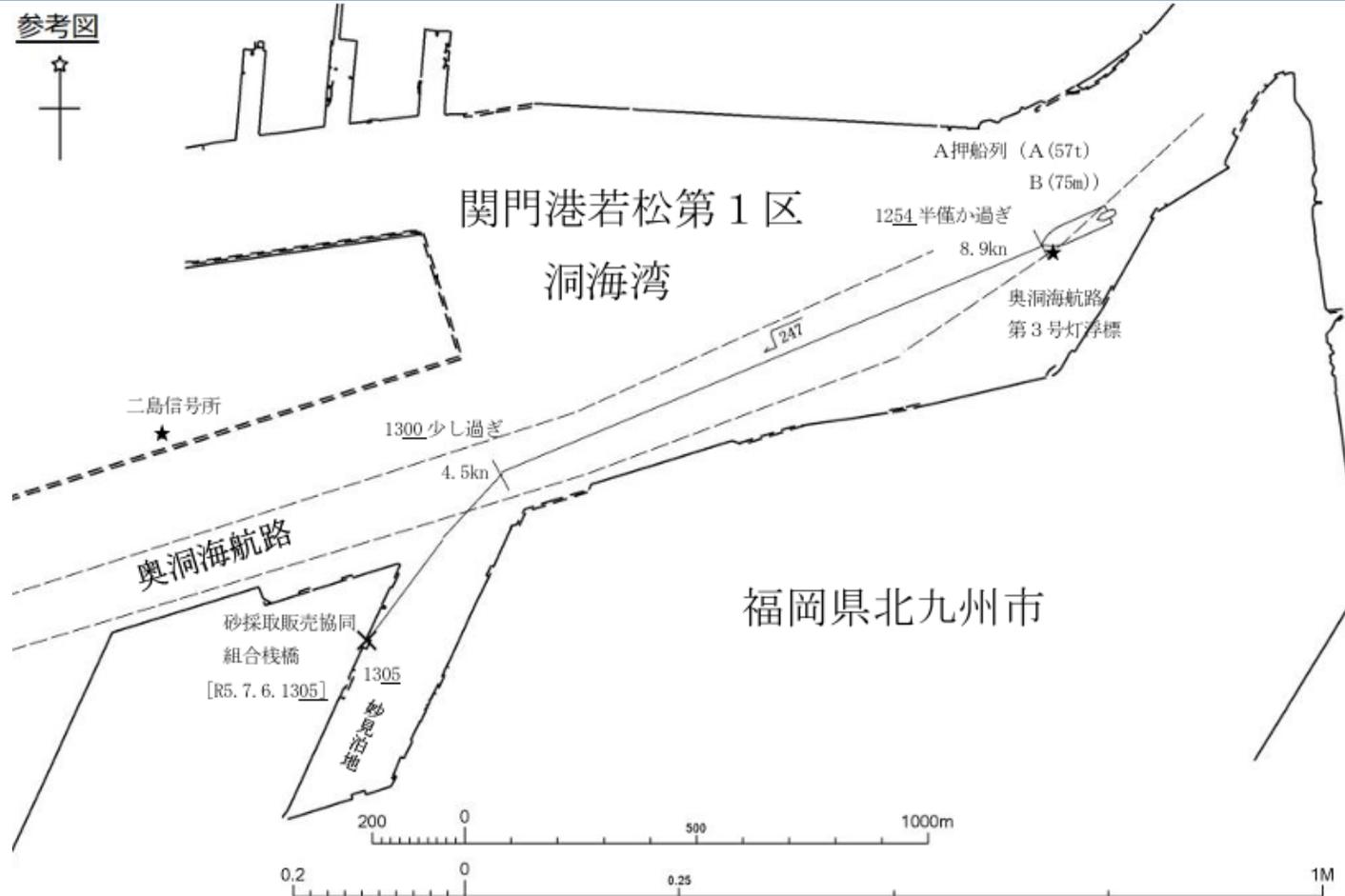
〔船長は、着棧操船計画どおり減速できるよう、速力の逡減状態の確認を十分に行うべきであった〕

《背景》

・ 船長は、VHFの交信を聞くことに気をとられ、速力の逡減状態の確認を十分に行わなかった

[受審人]

船長: 四級海技士(航海) → 《懲戒》 業務停止1か月



\* 本裁決は、R7.4.15に言い渡されました。  
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい